

施設使用料(案) 備前市吉永B&G海洋センター
 (体育館使用料)
 施設使用料

(1時間当たり)

使用区分			昼間	夜間	全日
			9時～17時	17時～21時	9時～21時
専用 使用	入場料を徴収しない場合	一般	350円	480円	320円
		高校生以下	160円	230円	150円
部分 使用	バスケットボール又は バレーボールコート1面につき	一般	140円	190円	140円
		高校生以下	70円	90円	70円
	①バドミントンコート1面につき ②卓球台1台につき	一般	70円	90円	70円
		高校生以下	30円	40円	30円
	その他のスポーツコート1面につき	一般	190円	260円	190円
		高校生以下	90円	130円	90円
個人使用		一般	120円	120円	120円
		高校生以下	60円	60円	60円

照明使用料

(1時間当たり)

使用区分	金額
4基×5灯=20灯	1灯当たり12円

附帯設備及び備品使用料

種別	単位	金額
会議室	1時間につき	220円
長机	1脚1回につき	20円
椅子	1脚1回につき	10円
フロアーシート	1枚1回につき	60円

回数は、9時から12時まで、13時から17時まで、18時から21時までをそれぞれ1回として計算する。

冷暖房使用料

種別	単位	金額
会議室	1時間につき	100円

備考

- 本表に掲げる時間帯以外の時間における使用料は、次に掲げる額とする。
 - 午前9時前は、昼間の使用料の金額
 - 午後9時後は、夜間の使用料の金額
- 営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じて得た金額を加算する。
- 高校生以下と一般の混成は、一般とする。
- 使用時間は、準備、片づけ等を含んだ時間とする。
- 市外の者が使用する場合(赤穂市又は上郡町に住所を有する者が使用する場合において 営利又は宣伝を目的としないときを除く。)は、上記料金に5割を加算した額とする。
- 消耗品は、実費負担とする。

(武道場使用料)
施設使用料

使用区分			昼間	夜間	全日
			9時～17時	17時～21時	9時～21時
専用 使用	入場料を徴収しない場合	一般	250円	330円	220円
		高校生以下	120円	150円	100円
個人使用		一般	80円	120円	80円
		高校生以下	40円	60円	40円

照明使用料

(1時間当たり)

使用区分	金額
3基×4灯=12灯	1灯当たり12円

備考

- 本表に掲げる時間帯以外の時間における使用料は、次に掲げる額とする。
 - 午前9時前は、昼間の使用料の金額
 - 午後9時後は、夜間の使用料の金額
- 営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じて得た金額を加算する。
- 高校生以下と一般の混成は、一般とする。
- 使用時間は、準備、片づけ等を含んだ時間とする。
- 市外の者が使用する場合(赤穂市又は上郡町に住所を有する者が使用する場合において営利又は宣伝を目的としないときを除く。)は、上記料金に5割を加算した額とする。
- 消耗品は、実費負担とする。

(グラウンド使用料)

施設使用料(防球フェンス及びベースの使用料を含む。)

(1時間当たり)

使用区分		金額
1面使用	一般	620円
	高校生以下	310円

照明使用料

(1時間当たり)

使用区分	金額
6基×18灯=108灯	1灯当たり30円

備考

- 営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じて得た金額を加算する。
- 高校生以下と一般の混成は、一般とする。
- 使用時間は、準備、片づけ等を含んだ時間とする。
- 市外の者が使用する場合(赤穂市又は上郡町に住所を有する者が使用する場合において営利又は宣伝を目的としないときを除く。)は、上記料金に5割を加算した額とする。
- 消耗品は、実費負担とする。

(艇庫舟艇使用料)

営利又は宣伝を目的としない場合

附帯設備及び備品使用料

(1時間当たり)

使用区分		金額
カヌー、ペアカヌー	一般	250円
	高校生以下	120円
OPヨット、ローボート	一般	370円
	高校生以下	180円
その他の舟艇	一般	500円
	高校生以下	250円

備考

- 1 使用時間は、準備、片付け等を含んだ時間とする。
- 2 艇庫器材の使用については、B&G吉永海洋クラブ員は無料とする。
- 3 営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じて得た金額を加算する。

(6)備前市吉永テニスコート

施設使用料

(1時間当たり)

使用区分		金額
1面使用	一般	250円
	高校生以下	120円

照明使用料

(1時間当たり)

使用区分	金額
全20灯	1面当たり200円

備考

- 1 営利又は宣伝を目的とする場合は、その金額に2を乗じて得た金額を加算する。
- 2 高校生以下と一般の混成は、一般とする。
- 3 使用時間は、準備、片づけ等を含んだ時間とする。
- 4 市外の者が使用する場合(赤穂市又は上郡町に住所を有する者が使用する場合において 営利又は宣伝を目的としないときを除く。)は、上記料金に5割を加算した額とする。
- 5 消耗品は、実費負担とする。